

議 長
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和5年1月20日 10:00 閉会 令和5年1月20日 12:15
2 場 所	委員会室
3 出席委員	下重義人、吉村守広、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、菊地哲也、鈴木孝則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 (説明員)	総務課長、企画情報係長 町民課長、課長補佐兼課税係長、収納係長
6 職務出席者	事務局長、書記
7 付議事件	第1 町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について
8 議事の経過	<p>吉村守広副委員長開会 下重義人委員長あいさつ 第1 町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について 委員長：説明を求める。 (総務課長が IP 告知システム使用料・地上デジタル再送信システム使用料について、資料に基づき説明) 委員長：不納欠損はしていないということだが、滞納者への対応はどのようにしているか。公共施設や地域の集会所等の IP 告知端末設置台数は。 総務課長：未納者はほぼ毎年同じ人であり、町税、上下水道料金も滞納している状況である。 町税優先で納付していることもあり、IP・地デジ使用料は後回しになっている。滞納がはじまった当時は減免対象外であった人が、現在は年齢要件等により減免対象になっているケースもある。滞納者の多くは、納める気がないということだと思う。 企画情報係長：公共施設等の IP 告知端末の設置台数は 133 箇所である。 吉田委員：債権管理指針を整備し、課単位でなく町として対応いただきたい。 総務課長：横断的に管理するのが理想的な形である。指針については今後整備していきたい。 吉田委員：以前一般質問において、減免対象者へは町から積極的に勧めるとのことだったが、動きがない。減免措置があることを知らない町民がいるので、周知し対応すべきではないか。 総務課長：死亡届等で来庁された際に、状況を聞き取りするなどして個別の対応はしている。 対象者が全町的にも他もいるかもしれないので、改めて納付書や催告書発布の際に周知したい。 吉田委員：広報はなわに掲載して周知願いたい。公平性のためにも。 総務課長：そのように対応していきたい。 委員長：町民課には徴収嘱託員がいるが、生活環境課など他課にはいないのか。また、何名いるのか。 総務課長：町民課のみであり 2 名いる。</p>

委員長：徴収を2名のみで行っているのか。

総務課長：外に出て徴収するのはこの2名である。徴収訪問先は、主に役場になかなか来られない方や分納誓約をしている方である。

鈴木委員：白河広域圏でも徴収しているのでは。

総務課長：移管しているものもある。

鈴木委員：地デジ再送信について、使用料滞納等の理由で長時間放送を止める場合、総務省に報告を求められるということだが、テレビ放送を視聴する手段・方法は他にある。現場の声を国に伝えてもよいのではないか。

総務課長：情報の取得は、個人が努力すれば他にある。町が行っている再送信サービスは、特別なサービスであることを理解していただきたい。

菊地委員：未納件数が令和3年度から増えている。思いつく理由はあるのか。

総務課長：必要でない・無関心の意識が増えてきていると感じている。

青砥委員：テレビを見ない人（特に若い人）が増えている影響か。

総務課長：システム導入当時から、行政に無関心なのが増えてきているのと、情報の取得が多様化している。

委員長：スマホで情報を取得できる時代。資料にある今年度の未納件数・金額は12月末現在なので、年度末には下がると思うが。

総務課長：現在、自宅に端末機が設置されていれば、スマホでもIP告知の情報を取得できるように追加のサービスを行っているので、そのようなことをご理解いただきながら納付を促していきたい。

委員長：公平性を保つように努力願う。

他に意見ないので、総務課の説明・質疑を終了する。

（総務課説明員 退席）

委員長：休憩する。

（10：45～10：55 休憩）

（町民課説明員 入室）

委員長：休憩前に引き続き委員会を開く。町民課所管について説明を求める。

（町民課長及び収納係長が資料に基づき説明）

委員長：軽自動車税の滞納者は、車検はどうなっているのか。無車検で乗っているのか。安全面の観点からも確認しているのか。

町民課長：車検は2年毎なので、納税者によっては車検を受ける時に納める方がいる。町としては、毎年きちんと納税するよう指導はしている。滞納額の中には、車検を受けない・必要としない軽自動車も含まれている。

委員長：委員から意見あるか。

青砥委員：軽自動車税の滞納額からすると、台数は300台近くあるのか。税額は1台4,000円か。

町民課長補佐：車両によって異なり一番安い額が2,000円、高い額で12,900円である。

青砥委員：車検を受けていない車両台数がチェックできているのか問題。公道は走行しないが、

田畑などで個人的に使用しているものなど。

町民課長：臨戸訪問した際に、その車両がどのように使用されているかを調査等している。

実際使用していないのに賦課されているものについては、早急に廃車手続きするよう指導している。その台数までは把握していない。

町民課長補佐：農耕車両と原付バイク、二輪 250cc 以下は車検を必要としない車両である。

町民課長：一般の軽自動車の車検は 2 年おきであるため、1 年目は納付せず、2 年目の車検を受ける時に納付する方が結構見受けられる。

鈴木委員：保険料の時効消滅が 2 年とあるが、詳しい内容の説明を願う。

町民課長：税債権の時効は 5 年だが、保険料はそれぞれの法律により 2 年と規定されている。

差し押さえや時効中断などの措置をせずに、2 年を経過すると徴収権が消滅する。

鈴木委員：滞納額の推移圧縮は評価するが、不納欠損も含んでの額かを確認したい。

町民課長：不納欠損も含めた額である。

吉田委員：町長の承認を受けて不納欠損処分をしていると思うが、以前に議会の承認も得て滞納処分をしていたことがあった。最近は何と金額の一覧表の提出のみであるが、議会の承認は必要ではないのかを確認したい。他、仮に町職員が事務怠慢により時効中断等を怠った場合、どのような措置を講ずるのか。

町民課長：平成 25 年頃だったと思うが、金額が大きかったケースがあったため議会で提案した経過がある。その後は、税法に基づき町長の決裁で処分をしている。不納欠損をする際、理由を付して承認を得ている。

吉田委員：不納欠損と議会の関わりだが、議会は件数と金額のみで内容は分からない。不納欠損については町から報告を受けるが、議会として精査もしないまま承認・議決してよいものか疑問に思っている。何らかの形で議会に説明があつてよいのではないか。

委員長：町民の納税意識の向上を促す方向性を考えていただきたいと思う。他意見あるか。

副委員長：白河広域圏へ滞納整理を移管した内容・収納率は。

収納係長：今年度は 19 名を広域圏へ依頼し、滞納額は本税 1,787 万円である。19 名のうち今日現在で 9 名が完納している。

委員長：19 名は高額や悪質なケースだと思うが、広域圏による徴収は効果があるとみえる。

鈴木委員：町職員だと町民なので、どうしても厳しくできないところがあるが、広域圏は厳しい対応ができるのが大きい。

吉田委員：資料の収入状況調べで、固定資産税の不納欠損額で現年分があるが、その内容は。また、予算額が調定額より少ない税目がある。補正をしていないが。

収納係長：滞納者が亡くなり、法定相続人が全て相続放棄したために収入の見込みがないため、現年分でも不納欠損処分をした。

町民課長補佐：予算額と調定額の関係だが、最終的には 3 月補正で精査することになる。調定額が全て収納になるわけではないので、見込みの収納率で予算額を設定している。

青砥委員：固定資産税の不納欠損だが、処分後最終的には町の資産になるのか。

(他委員から国であるとの声あり)

藤田委員：国保保険証について、滞納者は自己負担 10 割などになっているのか。

町民課長：状況によって、資格者証や短期保険証を発行している。

委員長：他意見ないので、町民課の説明・質疑を終了する。

（町民課説明員 退席）

委員長：報告書の提出期限は2月3日（金）までとする。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長